



発行 東京都

目次

訓令

告示

- 東京都支庁長専決規程の一部改正……………一  
……………(総務局行政部振興企画課)……………一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の一部解除……………(同)……………二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(同)……………三
- 漁船損害等補償法による付保義務の消滅……………(産業労働局農林水産部水産課)……………四
- 漁船損害等補償法による付保義務の発生……………(同)……………四
- 保安林の指定施業要件の変更予定……………(産業労働局農林水産部森林課)……………四
- 森林法第百八十九条の揭示……………(同)……………五
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………六
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(同)……………七
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(二)

訓令

●東京都訓令第一号

支 庁 中 一 般

東京都支庁長専決規程(昭和四十四年東京都訓令甲第五号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月十三日

東京都知事 外 添 要 一

第一条第一項第四十九号の三の次に次の一号を加える。  
 四十九の四 東京都管空港条例第十九条第二項の規定による協定(指定管理者の指定の期間内全体に効力を有する基本協定を除く。)を締結すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

●東京都告示第二十六号

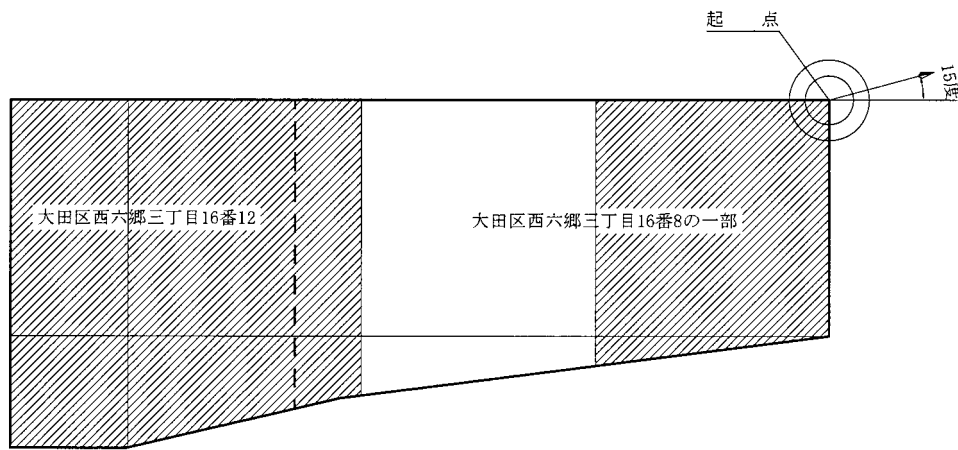
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年一月十三日

東京都知事 外 添 要 一


- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区西六郷三丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



**【起 点】**  
 起点は、大田区西六郷三丁目16番8の一部の最北端とする。

**【格子の回転角度】** 15度  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

- 【凡 例】**
- 調査対象地
  - 単位区画
  - - - 筆境界
  -  形質変更時要届出区域

●東京都告示第二十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第九百六号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年一月十三日

東京都知事 舛 添 要 一

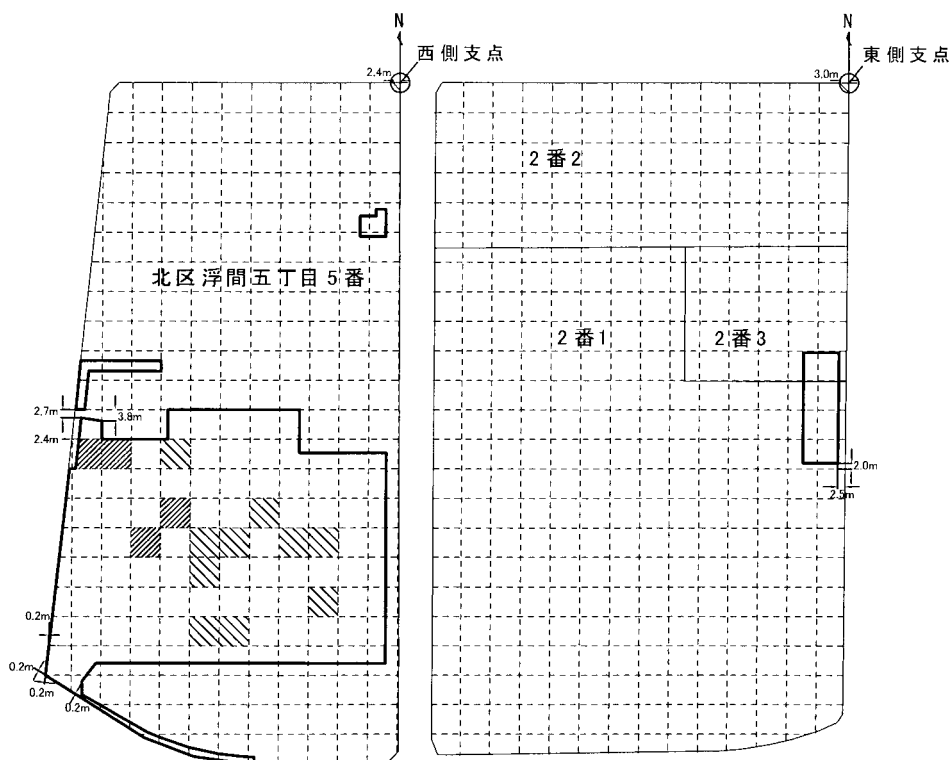
一 指定を解除する区域 別図のとおり（北区浮間五丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】  
 - - - 単位区画  
 — 調査対象地  
 — 筆境界  
 // 指定を解除する区域  
 // 形状変更時要届出区域

【支点】  
 東側  
 支点は、北区浮間五丁目2番2の北東端から、東へ3.0mの位置とする。  
 西側  
 支点は、北区浮間五丁目5番の北東端から、東へ2.4mの位置とする。

【格子の回転角度 (0度0分0秒)】  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二十八号

土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第六条第四項の規定により、平成二十七年東京都告示第千二百四号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年一月十三日

東京都知事 外 添 要 一

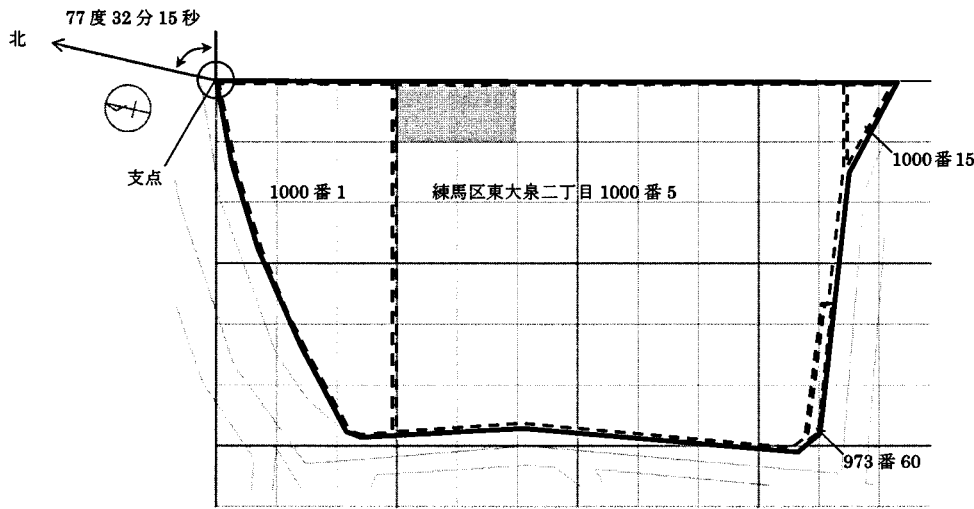
一 指定を解除する区域 別図のとおり (練馬区東大泉二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。) 第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【格子の回転角度 (77度 32分 15秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二十九号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区における平成二十四年東京都告示第三十四号による保険に付すべき義務は、平成二十八年一月十二日限りで消滅した。

平成二十八年一月十三日

東京都知事 外 添 要 一

伊豆大島加入区

●東京都告示第三十号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条の二第二項の規定による届出を同条第三項の規定により審査した結果、次の加入区について法第百十二条第一項の規定による同意があったと認められたので、法第百十二条の二第三項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和二十七年農林省令第十八号）第二十六条の規定により告示する。

平成二十八年一月十三日

東京都知事 外 添 要 一

伊豆大島加入区

●東京都告示第三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年一月十三日

東京都知事 舛 添 要 一

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
あきる野市乙津字中山八八五番(次の図に示す部分に限る。)、青梅市御岳山六〇番イ、六二番イ、六三番、同市黒沢三丁目一五四六番(次の図に示す部分に限る。)、同市成木七丁目一一八八番・一一九八番(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)、一二〇二番、一二〇三番、同市成木八丁目五九〇番一、同市御岳二丁目五七一番・五八一番・五九二番・五九五番・六〇〇番(以上五筆について、次の図に示す部分に限る。)、五七〇番、同市駒木町一丁目八五五番二、八五八番二、同市沢井三丁目六九〇番、六九一番、西多摩郡奥多摩町境字水根一一〇九番イ(次の図に示す部分に限る。)、一一〇九番四、同郡檜原村字小沢八二〇三番一・八二〇四番・八二〇五番一・八二〇六番・八二四〇番・八三九九番一(以上六筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
青梅市駒木町一丁目八五五番二、八五八番二、西多摩郡奥多摩町境字水根一一〇九番イ(次の図に示す部分に限る。)、一一〇九番四、同郡檜原村字小沢八三九九番一(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種は、

定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種の次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
西多摩郡奥多摩町小丹波字寸庭平八三九番一・八四〇番一(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備

三 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
1 主伐は、択伐による。  
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第三十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法第八十九条の規定により、当該通知の内容を揭示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十八年一月十三日

東京都知事 舛 添 要 一

一 保安林の所在場所等

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	所在が不明な通知の相手方	揭示場所
八王子市小津町一二二〇番一	野村暁央	八王子市役所
八王子市小津町一二三五番	青木重和	
八王子市小津町一二五四番	井橋明子	
八王子市小津町一二五九番	田中一仁	
八王子市小津町一二八〇番	井橋久夫	
八王子市小津町一二八九番、一二九〇番	木代ちえ子	
八王子市上恩方町一六六九番、一六七〇番	草木公一	
あきる野市乙津字乙津一三八八番口	天野藤治	あきる野市役所

二 通知の要旨

(一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する予定である旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定に基づき通知する。

(二) 変更後の指定施業要件については、平成二十七年東京都告示第千五百五十八号のとおり。

### 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年一月十三日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年十月六日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人日本ITイノベーション協会
- 三 代表者の氏名  
増山 弘之
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目八番四号 全国中小企業会館五階
- 五 定款に記載された目的

この法人は、個人事業主、中小企業者、自治体など、不特定多数の経済活動を行うものやその活動を支援するものに対して、IT推進による経営高度化に関する事業や経営環境・雇用環境の改善となる様々な支援を行い、ITの一層の普及を図り、もって情報化社会の発展やIT普及によるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十七年十月六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人むすび

三 代表者の氏名

永野 攝子

四 主たる事務所の所在地

東京都練馬区光が丘三丁目九番地 三号棟二〇六号室

五 定款に記載された目的

本会は、市民によるたすけあいの理念に基づき、赤ちゃんからお年寄りまで生活の支援を必要とする人々に対し、保育・家事・介助・介護等の支援、調査研究、政策提案等の活動を行い、自らの生活を主体的に決定する市民自治によるまちづくりと地域福祉の増進に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十七年十月七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人デフ・サポート足立

三 代表者の氏名  
及川 リウ子

四 主たる事務所の所在地

東京都足立区竹の塚六丁目九番四号 飯田ビル四階

五 定款に記載された目的

この法人は、主として足立区及びその周辺地域に居住する聴覚障害者の生活支援、情報保障、相談事業等を行うとともに、広く市民に聴覚障害者の生活・福祉に関する理解を働きかけ、啓発・交流・手話等の普及を行い、もって福祉の増進と地域社会に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十七年十月七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人マドレポニータ

三 代表者の氏名

吉岡 正枝（吉岡 マコ）

四 主たる事務所の所在地

東京都杉並区高井戸西二丁目十二番二十三号 グリーンヒルハイツ三〇一

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、産後ケアの重要性を啓蒙するとともに、産前・産後の女性に向けた、産前・産後のボディケア&フィットネスプログラムを開発・研究・普及し、プログラム提供者の養成を行うことで、母となった女性が子育ての導入期を健やかに過ごし、子どもの健全な育成、虐待の予防、夫婦不和の予防、地域

の活性化、女性の再チャレンジとエンパワメント、少子化への歯止めを寄与することを目的とする。

※マドレボニータとはスペイン語で「美しい母」の意  
(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年一月十三日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年九月二十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ハートシエアリングネットワーク
- 三 代表者の氏名  
橋本 伸子
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都中央区明石町八番一号 聖路加タワー1F メ  
ディポリス聖路加タワークリニック内
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、広く一般市民を対象として、がん患者およびその家族等ならびにがん患者会をサポートすると共に、メンタルケアの普及・啓発およびメンタルケア従事者の指導・研修を行うことにより、保健・医療・福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲

載)

一 申請のあった年月日  
平成二十七年九月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ルンタプロジェクト

三 代表者の氏名  
中原 一博

四 主たる事務所の所在地  
東京都荒川区東尾久二丁目三十六番十号

五 定款に記載された目的  
この法人は、チベット難民を始めとするアジアの難民と貧困地帯の人々を対象として、人権擁護、女性支援などの生活支援、子供の教育支援、福祉増進、緊急災害支援、生活環境改善のための技術援助などに関する事業を行うことにより、対象地域の人権改善、貧困解消、格差是正に貢献することにより、ひいては世界平和に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日  
平成二十七年九月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人臨床非侵襲癌治療研究所

三 代表者の氏名  
曾 振武

四 主たる事務所の所在地  
東京都台東区蔵前一丁目八番六号 リバーサイドタワー蔵前一階

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年九月二十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人Tokyo Support Network
- 三 代表者の氏名  
西田 正人
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都北区浮間二丁目二番一―九〇六号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、障がい者や高齢者に成年後見制度の普及啓発に関する事業を通じて、地域の成年後見関連との連携により障がい者や高齢者に安心・安全な生活環境を整えて、社会環境の改善に努めること、人の持つ基本的な権利を擁護することに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

五 定款に記載された目的  
この法人は、癌患者を対象として、発症前の人には予防を、発症後の人には侵襲のない治療法を研究して、メ  
ディアや各所で開催する講演会を通して情報発信し、先  
端医療に寄与することを目的とする。(以上原文のまま  
掲載)

一 申請のあった年月日  
平成二十七年九月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人市民後見北ネット

三 代表者の氏名  
西田 正人

四 主たる事務所の所在地  
東京都北区浮間二丁目二番一―九〇六号

一 申請のあった年月日  
平成二十七年九月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人Tokyo Support Network

三 代表者の氏名  
西田 正人

四 主たる事務所の所在地  
東京都北区浮間二丁目二番一―九〇六号

五 定款に記載された目的  
この法人は、障がい者や高齢者に成年後見制度の普及啓発に関する事業を通じて、地域の成年後見関連との連携により障がい者や高齢者に安心・安全な生活環境を整えて、社会環境の改善に努めること、人の持つ基本的な権利を擁護することに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日  
平成二十七年九月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人Tokyo Support Network

三 代表者の氏名  
西田 正人

四 主たる事務所の所在地  
東京都北区浮間二丁目二番一―九〇六号

五 定款に記載された目的  
この法人は、障がい者や高齢者に成年後見制度の普及啓発に関する事業を通じて、地域の成年後見関連との連携により障がい者や高齢者に安心・安全な生活環境を整えて、社会環境の改善に努めること、人の持つ基本的な権利を擁護することに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日  
平成二十七年九月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人Tokyo Support Network

三 代表者の氏名  
西田 正人

四 主たる事務所の所在地  
東京都北区浮間二丁目二番一―九〇六号

三 代表者の氏名

村上 芳

四 主たる事務所の所在地

東京都中央区築地一丁目九番十一一三〇三号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民及び日本在住外国人を対象として、二〇二〇年に開催される東京オリンピックに向けて、“おもてなし”の心で選手村や観光に来る訪問者を迎える準備をすべく、まちづくりを推進し、“オリンピックを機に世界平和に貢献”するため学術・文化・芸術・スポーツ等を通じた国際交流も含めて様々のイベントを企画・実施して後世にそのレガシーを継承するために活動することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十八年一月十三日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成二十八年一月十三日

東京都知事 舩 添 要 一

一 店舗名

アトレ吉祥寺

二 店舗所在地

武蔵野市吉祥寺南町一丁目一番二四号

三 設置者名

株式会社アトレ

四 設置者住所

渋谷区恵比寿四丁目一番十八号

五 変更前の設置者の代表者名

菊池 眞澄

六 変更後の設置者の代表者名

石司 次男

七 変更前の小売業者の氏名又は名称

株式会社スズタンほか百八十七名の氏名又は名称

八 変更後の小売業者の氏名又は名称

株式会社ハイネットほか百七十名の氏名又は名称

九 変更を行った小売業者の氏名又は名称

株式会社ハウスオプローゼほか三十一名

十 変更前の小売業者の住所

港区北青山二丁目十二番三十一号(株式会社ハウスオプローゼ)ほか

十一 変更後の小売業者の住所

港区赤坂二丁目二十一番七号(株式会社ハウスオプローゼ)ほか

十二 変更前の小売業者の代表者名

川原 暢(株式会社ハウスオプローゼ)ほか

十三 変更後の小売業者の代表者名

神野 晴年(株式会社ハウスオプローゼ)ほか

十四 変更日

平成二十七年六月二十六日ほか

十五 届出日

平成二十七年十二月十七日

十六 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十七 縦覧期間

平成二十八年一月十三日から同年五月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。  
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

十八 縦覧時間

タストンビル

一 店舗名

町田市原町田三丁目二番八号

二 店舗所在地

株式会社タストン

三 設置者名

町田市原町田三丁目二番八号

四 設置者住所

鈴木 都文

五 変更前の設置者の代表者名

鈴木 健之

六 変更後の設置者の代表者名

株式会社ダイエー

七 変更を行った小売業者の氏名又は名称

株式会社ダイエー

八 変更前の小売業者の住所

江東区東陽二丁目二番二十号(株式会社ダイエー)

九 変更後の小売業者の住所

兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目一番一(株式会社ダイエー)

十 変更前の小売業者の代表者名

西見 徹(株式会社ダイエー)

十一 変更後の小売業者の代表者名

近澤 靖英(株式会社ダイエー)

十二 変更日

平成二十七年二月一日ほか

十三 届出日

平成二十七年十二月十八日

十四 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)



<p>十五 縦覧期間 平成二十八年一月十三日から同年五月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 東小金井国際興業ビル</p> <p>二 店舗所在地 小金井市中町二丁目二十三番二十三号</p> <p>三 設置者名 国際興業株式会社 中央区八重洲二丁目十番三号</p> <p>四 設置者住所 イオンマーケット株式会社ほか一名</p> <p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称 イオンマーケット株式会社ほか二名</p> <p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称 イオンマーケット株式会社ほか二名</p> <p>七 変更日 平成二十七年六月二十九日</p> <p>八 届出日 平成二十七年十二月二十四日</p> <p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十 縦覧期間 平成二十八年一月十三日から同年五月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>一 店舗名 ネーチャーズ・フォーレストプラザ</p>
<p>二 店舗所在地 練馬区高野台一丁目七番十七号</p> <p>三 設置者名 株式会社ネーチャーズフォーレスト</p> <p>四 設置者住所 練馬区高野台一丁目七番一号</p> <p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称 イオンマーケット株式会社ほか三名</p> <p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称 イオンマーケット株式会社ほか四名</p> <p>七 変更日 平成二十七年九月一日</p> <p>八 届出日 平成二十七年十二月二十四日</p> <p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十 縦覧期間 平成二十八年一月十三日から同年五月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体</p>
<p>にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十八年一月十三日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。</p> <p>平成二十八年一月十三日</p> <p>東京都知事 外 添 要 一</p>	<p>一 店舗名 アトレ吉祥寺</p> <p>二 店舗所在地 武蔵野市吉祥寺南町一丁目一番二十四号</p> <p>三 設置者名 株式会社アトレ</p> <p>四 設置者住所 渋谷区恵比寿四丁目一番十八号</p> <p>五 変更前の駐車場の位置及び収容台数 隔地 百二台</p> <p>六 変更後の駐車場の位置及び収容台数 隔地ほか 百三台</p> <p>七 変更前の荷さばき施設の位置及び面積 店舗東側ほか 五百六十三平方メートル</p> <p>八 変更後の荷さばき施設の位置及び面積 店舗東側ほか 四百九十八平方メートル</p> <p>九 変更前の開店時刻 午前十時</p> <p>十 変更後の開店時刻 午前十時。ただし、年間五十日に限り午前八時</p> <p>十一 変更前の来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前七時から午後十一時三十分までほか</p> <p>十二 変更後の来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前七時から午後十一時三十分までほか</p>

<p>十三 時間帯 変更前の駐車場 の自動車の入 口の数及び位 置</p> <p>二か所 隔地</p>	<p>十四 時間帯 変更後の駐車 場の自動車 の出入口の 数及び位置</p> <p>三か所 隔地ほか</p>	<p>十五 時間帯 変更前の荷さ ばき施設にお いて荷さばき を行うことが できる時間 間帯</p> <p>午前一時から午後九時までほか</p>	<p>十六 時間帯 変更後の荷さ ばき施設にお いて荷さばき を行うことが できる時間 間帯</p> <p>午前一時から午後九時までほか</p>	<p>十七 時間帯 変更日</p> <p>平成二十七年十二月三十日ほか</p>	<p>十八 時間帯 届出日</p> <p>平成二十七年十二月十七日</p>	<p>十九 時間帯 縦覧場所</p> <p>東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)</p>	<p>二十 時間帯 縦覧期間</p> <p>平成二十八年一月十三日から同年 五月十三日まで。ただし、東京都 の休日に関する条例(平成元年東 京都条例第十号)に定める休日を 除く。</p>	<p>二十一 時間帯 縦覧時間</p> <p>午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。</p>	<p>一 店舗名</p> <p>タストンビル</p>	<p>二 店舗所在地</p> <p>町田市原町田三丁目二番八号</p>	<p>三 設置者名</p> <p>株式会社タストン</p>				
<p>四 設置者住所</p> <p>町田市原町田三丁目二番八号</p>	<p>五 変更前の店舗面積 の合計</p> <p>九千九百九十三平方メートル</p>	<p>六 変更後の店舗面積 の合計</p> <p>千三百七十七平方メートル</p>	<p>七 変更前の駐車場の 位置及び収容台数</p> <p>なし</p>	<p>八 変更後の駐車場の 位置及び収容台数</p> <p>店舗北東側 一台</p>	<p>九 変更前の駐車場の 位置及び収容台数</p> <p>隔地ほか 百九十七台</p>	<p>十 変更後の駐車場の 位置及び収容台数</p> <p>店舗東側 四十六台</p>	<p>十一 変更前の荷さば き施設の位置及 び面積</p> <p>店舗南西側 七十七平方メートル</p>	<p>十二 変更後の荷さば き施設の位置及 び面積</p> <p>店舗南西側 五十八平方メートル</p>	<p>十三 変更前の廃棄物 等の保管施設の 位置及び容量</p> <p>店舗南西側ほか 十八・七一立方 メートル</p>	<p>十四 変更後の廃棄物 等の保管施設の 位置及び容量</p> <p>店舗西側ほか 九・一一立方メー トル</p>	<p>十五 変更前の開店時 刻</p> <p>午前九時</p>	<p>十六 変更後の開店時 刻</p> <p>午前七時</p>	<p>十七 変更前の閉店時 刻</p> <p>午後十時</p>	<p>十八 変更後の閉店時 刻</p> <p>翌午前一時</p>	<p>十九 変更前の来客が なし</p>
<p>駐車を 利用す ることが できる 時間帯</p> <p>午前六時三十分から翌午前一時三十分まで</p>	<p>二十 時間帯 変更後の来客が 駐車場を利用 することが できる 時間帯</p> <p>なし</p>	<p>二十一 時間帯 変更前の駐車 場の自動車の 出入口の数 及び位置</p> <p>なし</p>	<p>二十二 時間帯 変更後の駐車 場の自動車の 出入口の数 及び位置</p> <p>一か所 店舗北東側</p>	<p>二十三 時間帯 変更前の荷さ ばき施設にお いて荷さばき を行うことが できる時間 間帯</p> <p>午前五時から午後十時まで</p>	<p>二十四 時間帯 変更後の荷さ ばき施設にお いて荷さばき を行うことが できる時間 間帯</p> <p>午前六時から午後十時まで</p>	<p>二十五 時間帯 変更日</p> <p>平成二十八年八月十九日</p>	<p>二十六 時間帯 届出日</p> <p>平成二十七年十二月十八日</p>	<p>二十七 時間帯 縦覧場所</p> <p>東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)</p>	<p>二十八 時間帯 縦覧期間</p> <p>平成二十八年一月十三日から同年 五月十三日まで。ただし、東京都 の休日に関する条例(平成元年東 京都条例第十号)に定める休日を 除く。</p>	<p>二十九 時間帯 縦覧時間</p> <p>午前九時三十分から午後四時三十 分まで。</p>					

分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

雑報

東京都職員共済組合の役員  
の退職及び就職について

東京都職員共済組合の役員に次のとおり退職及び就職があったので、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第十四条第四項の規定に基づき公告する。

平成二十八年一月十三日

東京都職員共済組合

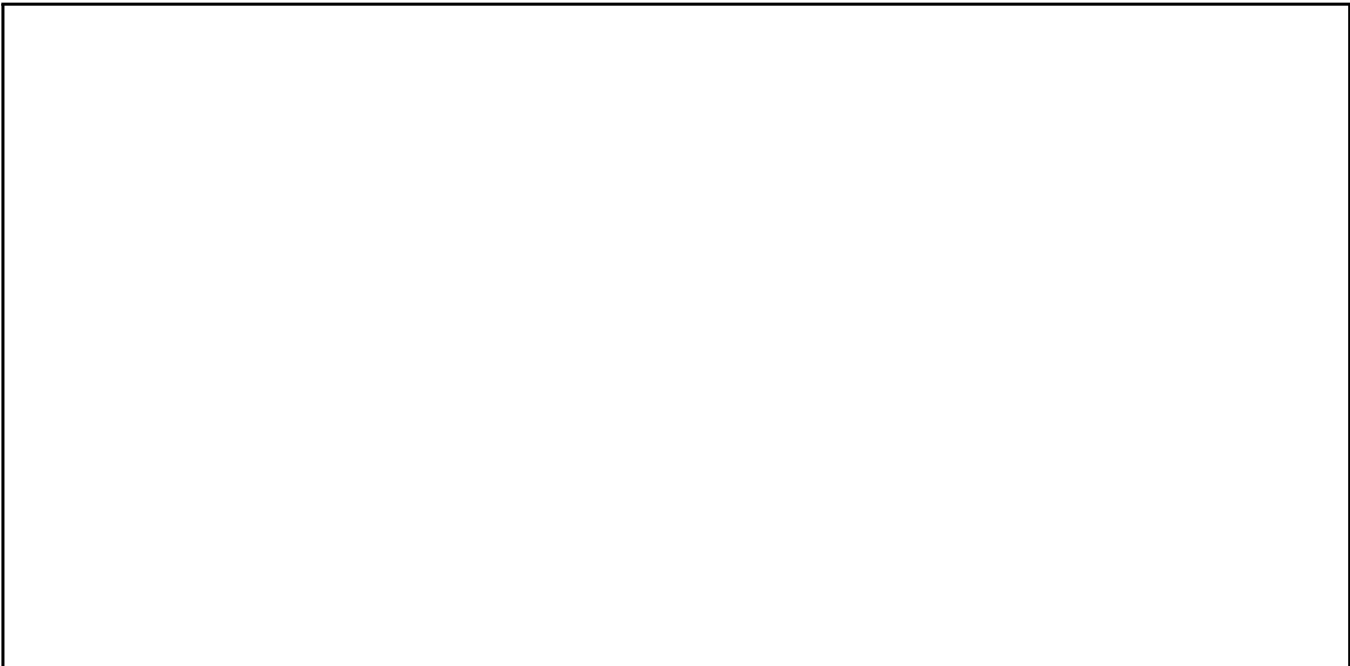
理事長 秋山 俊行

一 退職役員

役職名	氏名	所 属	退職年月日
理事	渡邊 洋	水道局多摩水道改革推進本部調整部 技術指導課	平成二十七年十月三十一日

二 就職役員

役職名	氏名	所 属	就職年月日
理事	諸隈 信行	水道局南部支所品川営業所	平成二十七年十二月二十四日



発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七  
号

郵便番号  
113-0001